

J A コメ代金返還訴訟

農協側「合意あった」

販売委託したコメ代金を精算する際に「直販メリット」と称する合意のない手数料を加えて一方的に差し引いたのは違法だとして、

J A 庄内みどり（酒田市）の組合員が同農協に返還を求めた訴訟の第4回口頭弁論が27日、山形地裁鶴岡支部（阿部雅彦裁判長）で

あった。農協側は「双方に合意があった」とする準備書面を提出。裁判所は次回までに、合意した時期と当事者、内容などを裏付ける証拠を提出するよう農協側に求めた。

農協側は、集落座談会で配布した資料やコメ代金精算書に各種手数料を差し引くと明記していたにもかかわらず、組合員らが長期間にわたって異議を申し立てなかったため合意があり、納得のうえでコメを出荷してもらっていたとの認識を示した。

組合員側は、原告に19人が加わり計48人、返還要求額が総額約1500万円に達したことを明らかにした。5月の大型連休明けにさらに二十数人が加わる見込みという。次回は6月9日の予定。

【高橋不二彦】